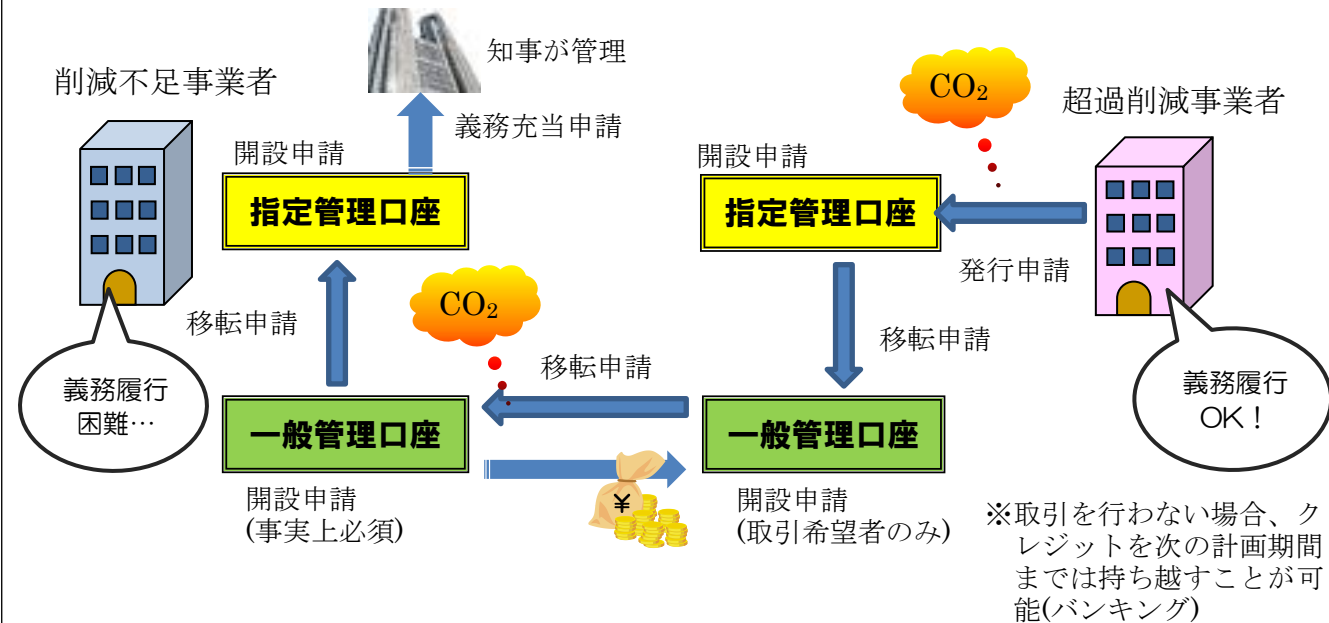


排出量取引制度の簡素化

排出量取引の基本事項

【排出量取引の基本的な流れ】



【削減量口座簿について】

排出量取引の結果は、東京都が管理する「総量削減義務と排出量取引システム」という電子システムに記録される。事業者が利用する口座簿には2種類ある。

指定管理口座

- 指定地球温暖化対策事業所ごとに1つ開設する口座
(義務者が複数の場合の口座名義は連名となる)
- 対象事業所の排出状況等を示す数値を記録する口座

事業「所」の口座

一般管理口座

- 排出量取引を希望する者が開設する口座
- 口座名義人の取引可能な所有物としてのクレジットの売却・購入の記録を行う口座

事業「者」の口座

【クレジットの移転パターン】

指定管理口座 ⇒ 一般管理口座	指定管理口座に記録された超過削減量について、義務者の間で所有者を決めるために移転する。
一般管理口座 ⇒ 一般管理口座	一般的な意味での排出量取引。クレジット等の所有者が変更される。
一般管理口座 ⇒ 指定管理口座	義務充当のための移転。一度指定管理口座に移転されたクレジット等は、再度一般管理口座に戻すことはできない。
指定管理口座 ⇒ 指定管理口座	この移転はできない(必ず一般管理口座を経由)。

排出量取引制度の簡素化

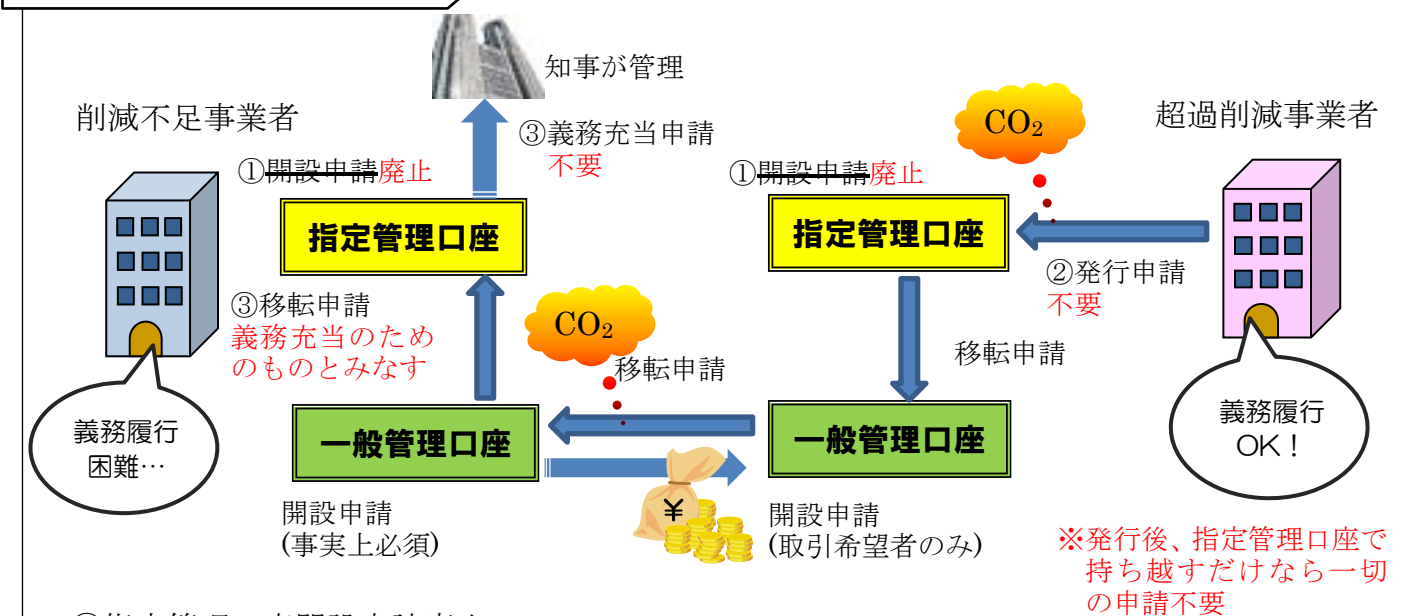
【専門家委員会でもいただいたご意見】

- 排出量取引制度が複雑なことが、取引の活性化を妨げているのではないか。
- 超過削減量を必ず発行しなければならないのであれば、申請は不要ではないか。

【事業者負担軽減のための取引手続の簡素化】

- 排出量取引(削減量口座簿によるクレジットの発行・移転等の管理)は、自らの財産の管理のための行為と位置付け、申請等による事業者(全義務者)の意思表示、厳格な本人確認のための印鑑証明書の添付等を必須としている。
 - クレジットの売却など排出量取引を希望しない事業者も多く、事業所の手続の負担が過大なものとなっている。
- ⇒第一計画期間の運用を踏まえて、申請を簡素化又は廃止する。

簡素化後の基本的な流れ



①指定管理口座開設申請廃止

申請によらず指定の際に知事が開設するものとする。

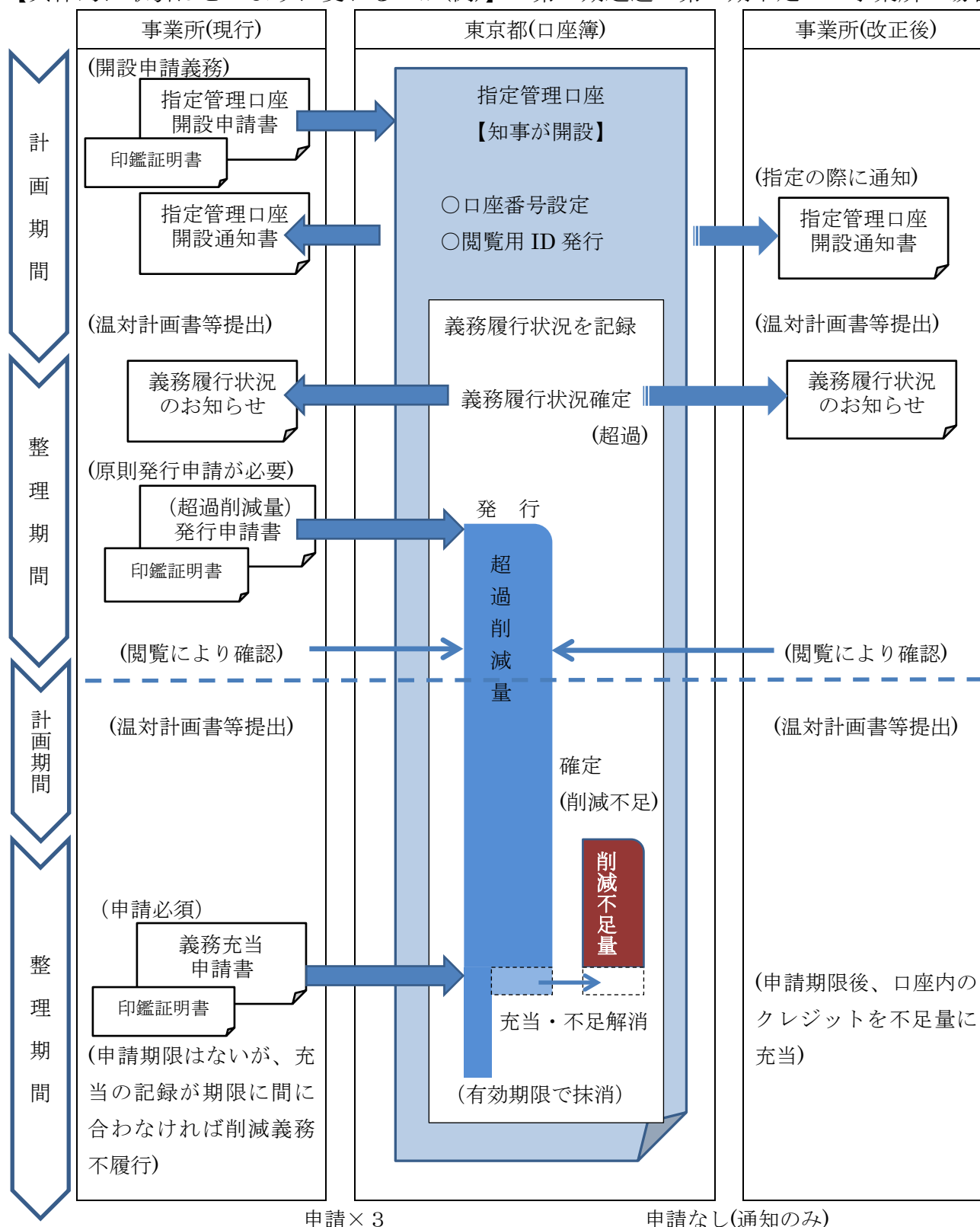
②超過削減量発行申請不要

計画期間の発行可能量が確定した際に申請によらず知事が発行する。(取引のため計画期間中に任意に発行申請を行うことは引き続き認める。)

③義務充当が予定されるクレジットの義務充当申請を不要とする。

義務充当のみ可能なクレジット(一般管理口座から指定管理口座に移転されたクレジット)、削減不足の事業所が指定管理口座にバンキングしているクレジットの義務充当申請を不要とする。

【具体的に取引はどのように変わるのか(例)】 第一期超過・第二期不足 の事業所の場合



(現行)

- 各局面で義務者連名で申請・印鑑証明添付が必要
- 申請を怠れば義務不履行となる

(改正案)

- 排出量取引を行わない場合は何もしなくてよい